

令和8年度 障がい者に対する軽自動車税 の減免のしおり

1. 障がい者に対する軽自動車税の減免とは？

河内長野市では、一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方(以下「障がい者」といいます。)が日常生活を営むうえで不可欠な軽自動車等について、軽自動車税の減免を実施しています。

2. 軽自動車税の減免対象となる一定の要件とは？

軽自動車税の減免対象となる一定の要件とは、交付を受けている手帳等の種類、障がいの区分及び等級により、次のいずれかに該当するものをいいます。

① 身体障がい者手帳の交付を受けている方

身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、次の表に該当する方が対象になります。

区分	軽度以外の障がい	軽度の障がい
視覚障がい	1級～4級	5級・6級
聴覚障がい	2級～4級	6級
平衡機能障がい	3級	5級
音声、言語、そしゃく機能障がい	3級・4級	—
上肢不自由	1級～3級	4級～6級
下肢不自由	1級～3級	4級～6級
体幹不自由	1級～3級	5級
脳原性運動機能障がい	1級～4級	5級・6級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	1級～3級	4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	4級

② 戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、次の表に該当する方が対象になります。

区分	軽度以外の障がい	軽度の障がい	
	項症	項症	款症
視覚障がい	特別～6	—	1～3
聴覚障がい	特別～4	5・6	1
平衡機能障がい	特別～4	5・6	—
音声、言語、そしゃく機能障がい	特別～5	—	—
上肢不自由	特別～6	—	1・2
下肢不自由	特別～3	4～6	1～3
体幹不自由	特別～4	5・6	1～3
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	特別～3	4～6	—

③ 療育手帳等の交付を受けている方

療育手帳若しくは認定カードの交付を受けている方、子ども家庭センター若しくは障がい者自立相談支援センターが発行する証明書のある方又は精神保健指定医の診断書のある方が対象になります。

なお、障がいの程度は等級にかかわらず軽度以外の障がいとして取扱います。

④ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている方で、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級の障がいの状態にある方が対象になります。

なお、障がいの程度は軽度以外の障がいとして取扱います。

3. 軽自動車税の減免対象となる軽自動車等とは？

軽自動車税の減免対象となる軽自動車等とは、営業用又は耕運機等の作業用のものを除いた軽自動車等で、障がい者本人又は障がい者の方と生計を一にする家族(※1)の方が所有し、障がい者本人又は障がい者と生計を一にする家族もしくは障がい者を常時介護する者(※2)が障がい者のために利用することを目的として運転する軽自動車等をいいます。

なお、軽自動車税の減免対象となる軽自動車等は、障がい者1人につき普通自動車を含めて1台限りであり、「軽度の障がい」に該当する障がい者については、障がい者本人が所有する軽自動車等を自ら運転する場合のみ対象になります。

※1・・・障がい者と生計を一にする家族とは、障がい者と日常生活の資を共通にしている配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族の方を言います。

※2・・・障がい者を常時介護する者とは、障がい者のみで構成される世帯の軽度以外の障がい者が所有する軽自動車等を、その障がい者のために継続して日常的に運転する方をいいます。

4. 改造車の減免とは？

車椅子の昇降や固定させる装置又は浴槽及びその付帯設備等の障がい者の利用に供するために特別な仕様により製造された軽自動車等、もしくは構造変更が加えられた軽自動車等については、その使用目的から軽自動車税の減免対象になります。なお、障がい者の利用に供するために改造された軽自動車等であっても、利用状況によっては減免の対象とならないことがあります。

5. 軽自動車税の減免の申請期限は？

軽自動車税の減免の申請期限は納期限(令和8年6月1日)になります。

あらたに軽自動車税の減免を申請される場合は令和8年4月1日より受付を開始します。

申請期限までに申請書及び添付書類を提出しなければ、減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、すでに前年度軽自動車税の減免を受けておられる方で所有者等の変更が無い場合には、市役所から申請書等を送付しますので定められた期限までに提出してください。

6. 軽自動車税の減免申請に必要な書類

減免のパターン(チェック表参照)		①	②	③	④	⑤
提出(確認)書類	所有者および運転者の形態	障がい者本人			障がい者と生計を一にする家族	
	所有者	障がい者本人	障がい者と生計を一にする家族	常時介護する者	障がい者本人	障がい者と生計を一にする家族
①軽自動車税減免申請書 ・マイナンバーカードや住民票など個人番号のわかるもの	所有者	○	○	○	○	○
②障がい者であることを証する書類 ○身体障がい者の方の場合 ○戦傷病者の方の場合 ○知的障がい者の方の場合 ○精神障がい者の方の場合	所有者	○	○	○	○	○
③軽自動車等を運転する方の運転免許証	運転者	○	○	○	○	○
④障がい者のために継続して日常的に利用していることを証する書類 ・通勤証明書 ・通学(通園)証明書 ・通院証明書(令和8年1月1日以降の通院領収書) など	所有者		○			○
⑤障がい者と生計を一にする家族であることを証する書類 ○別居の家族の方のみ(河内長野市在住のものに限る。) ・確定申告書類 ・民生委員による状況確認書	所有者		○		○	○
⑥障がい者を常時介護する者であることを証する書類 ・保健所が発行している常時介護証明書等、常時介護している事実関係を確認できるもの	所有者			○		

7. 軽自動車税の減免早わかりチェック表

	チェック1 所有者は？	チェック2 運転者は？	チェック3 障がいの程度は？	チェック4 使用目的は？	チェック5 車種・構造は？	判定
スタート	障がい者本人	障がい者本人	問いません	問いません	問いません	○ 減免できます パターン①
		障がい者と生計を一にする 家族 (※1.P2参照)	軽度以外の障がい	障がい者のために利用	障がい者の利用に適したもの	○ 減免できます パターン②
			軽度の障がい	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	× 減免できません	
		常時介護する者 (※2.P2参照)	軽度以外の障がい	障がい者のために利用	障がい者の利用に適したもの	○ 減免できます パターン③
			軽度の障がい	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	× 減免できません	
		障がい者と生計を一にする家族	障がい者本人	軽度以外の障がい	問いません	問いません
	軽度の障がい			⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	× 減免できません	
	障がい者と生計を一にする 家族 (※1.P2参照)		軽度以外の障がい	障がい者のために利用	障がい者の利用に適したもの	○ 減免できます パターン⑤
			軽度の障がい (障がい者が18歳未満の場合)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒		
	軽度の障がい (障がい者が18歳以上の場合)		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	× 減免できません		
	常時介護する者 (※2.P2参照)		⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	× 減免できません		

8. 軽自動車税の減免に関するよくある質問

Q1. 軽自動車等を2台所有しているが、2台とも減免できますか？

A1. 軽自動車税の減免を受けることができるのは、障がい者一人につき普通自動車を含めて1台限りになります。

複数台所有されている場合にはそのうちの1台のみ減免対象になります。

Q2. 現在減免を受けている軽自動車等を乗り換える場合、なにか手続きが必要ですか？

A2. 軽自動車税の減免を受けることができるのは、障がい者一人につき普通自動車を含めて1台限りになりますので、現在減免を受けている軽自動車等を廃車や譲渡をして乗り換えられる場合には新たに所有される軽自動車等について軽自動車税の減免の申請が必要になります。

なお、現在減免を受けている軽自動車等を所有したまま新たに軽自動車等を所有されるようになった場合には、いずれか1台のみ軽自動車税の減免の対象になりますので、その場合は、更新又は新規のどちらかの減免申請が必要になります。

Q3. 減免申請期限内に申請ができなかった場合は？

A3. 申請期限内に申請いただかなかった場合は、その年度の軽自動車税の減免を受けることができません。また、申請期限までに書類が揃わなかった場合も同様です。

なお、**令和8年度の申請期限は納期限（令和8年6月1日）です。**

Q4. 翌年度以降の減免の申請はどうすればいいですか？

A4. 現在、減免を受けている軽自動車等については、毎年3月上旬ごろに市役所から申請書等を送付しますので、必要事項を記入して定められた期限までに提出してください。

なお、減免適用の条件に変更がある場合には、もう一度新規の減免申請が必要になる場合がありますのでご注意ください。

Q5. 軽トラックを所有していますが、軽自動車税の減免を受けられますか？

A5. 軽自動車税の減免の対象となる軽自動車等とは、継続して日常的に障がい者のために利用される軽自動車等をいいますので、営業目的や作業目的の軽自動車等は対象になりません。

具体的にはトラクターやフォークリフトなどの農耕用又は作業用の小型特殊自動車、営業用の軽自動車、ボートトレーラーなどの被牽引車等が減免の対象になりません。

したがって、お持ちの軽トラックが営業目的又は作業目的で所有されている場合には減免対象にならないことがあります。障がい者のために日常的に利用されている場合には対象になります。



軽自動車税の減免に関するお問い合わせは

〒586-8501 河内長野市 原町一丁目1番1号

河内長野市役所 税務課

Tel.0721-53-1111